## 第7号議案

 令和7年5月26日

 任用給与課

#### 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和7年5月26日付7議事第46号をもって東京都議会議長より照会のあった議案(別添)に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

#### 議 案 名

- 1 第168号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第169号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第172号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

意 見

異議ありません。

## 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律(以下、「育児休業法」という。)の一部を改正する法律等の施行に伴い、部分休業の拡充等のため、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	方体系の拡充等のため、所要の以上を11分。     内	容
該 ヨ 宋 又		
部分休業	【部分休業の拡充】	
第14条	※部分休業:小学校就学までの子を養育す	るため、勤務時間の一部を勤務しな
第1項	いことができる制度	でもて形的について 勘数の払よし
第2項	○現行の1日当たり2時間の範囲内で取得 終わりに限定されず取得できるようにす	
	の範囲内で、1日当たりの上限時間数な	
第14条の2 (新設)	に、いずれかの形態を選択可(第14条	< ∼ 第 1 4 条 ∅ 4 )
第14条の3 (新設)	(現行) ## 25 世界のたいよう 40 ようり スポップ・オロ	以よ M の吐田の炊田中で、 0 0 // 4
第14条の4 (新設)	勤務時間の始めと終わりにおいて、1日 単位として取得可	当たり2時間の軋囲内で、30分を
第14条の 5 (新設)	<b>↓</b>	
	(改正後)	
	次のいずれかを選択可	
	①1日当たり2時間の範囲内で、30分	を単位として取得可(勤務の始めと
	<u>終わりに限定されず</u> ) …第1号部分休 号	業 ※育児休業法第19条第2項第1
	ラ ②1年に10日(常勤職員:77時間3	0分)の築田内で、1日当たりの上
	限なく、原則1時間を単位として取得	
	業法第19条第2項第2号	
	○配偶者等が負傷又は疾病により入院した 支障が生じる場合、上記第1号と第2号	
	文厚が生しる場合、上記第1万と第2元   5) 新設	の部分体系を変更り(第14条の
		<b>3 ∧ )~ )~ ). ▽ ↓世四『</b>
│妊娠、出産等の │申出があった場	【妊娠、出産等についての申し出があった場	
合における措置	○任命権者は、妊娠、出産等の申出をした じなければならない。(第17条第3項	
等 	① 育児と仕事の両立支援制度又は措置	の周知
第 17 条	② 出生時両立支援制度等の請求等に係	る職員の意向確認
第3項(新設)	③ 子の心身又は家庭の状況に起因して乳	•
第4項(新設)	庭生活と職業生活との支障となる事情 向確認	の改善に貸する事項に係る職員の意
第5項(新設)	○3歳に満たない子を養育する職員に対し	て、規則で定める期間内に、次に掲
	げる措置を講じなければならない。(第	
	①育児と仕事の両立支援制度又は措置の	)周知
	②育児期両立支援制度等の請求等に係る	職員の意向確認
	③子の心身又は家庭の状況に起因して発 庭生活と職業生活との支障となる事情 向確認	•

	○任命権者は、上記により意向を確認した事項の取扱い当たっては、当該意向 に配慮しなければならない。(第17条第5項)新設
<b>施 行 期 日</b> 附則第1項	令和7年10月1日
<b>経 過 措 置</b> 附則第1項 附則第2項	<ul><li>○改正後の部分休業に係る請求は、施行の日前の令和7年7月1日より行うことができる。</li><li>○令和7年度の第二号部分休業は、5日(常勤職員:38時間45分)とする。</li></ul>

#### 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、子育て部分休暇の拡充のため、所要の改正を行う。

項 目該当条文	内容
子育て部分休暇 第17条の3 第1項	【子育て部分休暇の拡充】 ※子育て部分休暇:小学校1年生から3年生までの子を養育するため、部分休業と同様に、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度  ○部分休業と同様の制度拡充を行うため、規定を改正する。 (現行)  一日の勤務時間の一部について勤務しないこと  ↓ (改正後)  一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと  ○具体的事項は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」で規定
<b>施 行 期 日</b> 附則第1項	令和7年10月1日
<b>経 過 措 置</b> 附則第2項	改正後の子育で部分休暇に係る請求は、施行の日前の令和7年7月1日より 行うことができる。

3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 「2」と同様の改正を行う。

7 議事第 4 6 号 令和7年5月26日

東京都人事委員会委員長 中 西 充 殿

東京都議会議長 増 子 ひ ろ き (公印省略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について(照会)

令和7年第2回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第168号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例
- 2 第169号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第172号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例

## 条 例 改 正 案 文 一 覧

### ~ 目 次 ~

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第 百 一六十九 号議 案

員 0 育児 休業等に 関 する 条例 0) 部 がを改 正する条例

右 0) 議 案を提出 出 す ź,

令 和七年六月二日

者 東 京 都 知事 小 池 百

合

子

提

出

職 員 0 育児 休業等に 関 する条例の一 部を改 正 する

職 員 0) 育 児休業等に 関 す る条例 平成 匹 年 東 京 都条例 第十号) 0) 部 を次 0 ように改正する。

第 条 中 及び 第二 項 0 を 「から第三 一項まで 及び 第 五. 項 *Ø*) 13 改める。

十三条第 号 中 及 び 勤 務日ごとの勤 務時 間 を削 る。

第 + . 匹 条の 見出 L を 第 号部分休 三業の 承 認) に改め、 同 条第 項 中 部部 分休 業 を 「育児休業法第十

号に · 掲 げ る範 囲 内 で 請 求 する同 条第 項 に規定する部 分休業 。 以 下 第 号部 分 休 業 と £ V う。 に、 次 条 を 条 0 第 次に 五

K 改 め、 **一**の 始 め 又は 終わ ŋ を削 り 可 条第二項及び第三項 中 部部 分休業」 を 第 号 部 分休業」 に改 め、 同

次 0) 兀 条を 加える。

第二 号 部 分休業の 承認

第 + 四条の二 育児休業法第十 九条第二項第二号に 掲げる範囲内で請求 する同 条第 項に規定する部 分休業 以 下 第二 一号部

分 休業」とい . う。 0) 承 認は、 時間を単位として行うものとする。 ただし、 次 0 各号に掲 げ る場 合に あ 0 7 は そ れ ぞ

当 該各号に定める 時 間 数 0) 第二 号 部 分休業を 承認することができる。

口 0 勤 務に 係 る 日 ごとの 勤 務時 間 に分を単位とした時間がある場 合であって、 当該勤 務 時 間 0) 全てに 0 67 7 承認 0 請

求 が あ 0 たとき 当 該 勤 務 時 間 0 時 間 数

第二号部 分休業の 残 時 間数 に 時 間 未満 0 端 数 が あ る場合であ 0 て、 当 該 残 時 間 数 0 全 7 に 0 r V て承認 0) 請 求 が あ 0 た

第 百 + 九 号議 案 職 員 0 育 児 休業等に 関する条例 0 部 を改正する条例

九

条第二

項

第

# とき 当該残 時 間 数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間

第十四条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定め る 一 年の期間は、 兀 月一 日から翌年の三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間

第十 四条の 兀 育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 当該各号に定

 $\emptyset$ る時間とする。

非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

非常勤 **歌職員** 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの 勤務時 間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別 0) 事情

育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、

第十四条の五

は疾病により入院したこと、 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第二項の 規定による申

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又

出 時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更 (以下「第三項変更」 とい · う。 )

をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認め る事情とす

第十五条第一 項 及び第二項中 「部分休業」 を「育児休業法第十 九条第一 項に規定する部分休業」に改める。

第十六条を次のように改める。

る。

(部分休業の承認 0 取消 事 曲

育児休業法第十 九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、 職員が第三項変更を

したときとする。

第十七条に次の三項を加える。

3 任命権者は、 第一 項の措置を講ずるに当たっては、 同項の規定による申出をした職員 (以下この項におい て「申 出

『職員』

と t V う。 に対 して、 次に 掲げる措置を講じなけ れ ば なら な

申 出 職 員 0) 育児と仕事との 両 立に資する制 度 文は 措 置 (次号に お 13 7 出 生 時 両 立 一支援 制 度等」とい . う。 そ 0 他 0) 事

項 を 知ら ぜる た め 0 措 置

出 生時 両立 一支援制 度等の請 求、 申告又は申 出 ( 以 下 「請求等」とい · う。 に係 る 申 出 職 員 ハの意向 を確認 す るた め 0 措

置

 $\equiv$ 第 項 0 規 定によ る 申 出に係る子の心 身の 状 沢沢又は 育児に関する申 出 職 員 0) 家庭 0 状況 K 起 因 して当該 子 0) 出 生 0)  $\exists$ 以

後に発 生 Ļ 又は 発 生することが予想される家庭生活と職業生 活 と 0 両立 0 支 障となる事 情 0 改善に資する事 項 13 係 る 申

出 職 員 0 意向 を確認するため 0 措置

4 任 命 権 者は、  $\equiv$ 歳に満 たな い子を養育する職 員 以 下この項にお 11 7 「対象職員」 という。 に対して、 人事 子委員 会 0 承

認 を得て東京 都 規 則で 定 8 る期 間 内に、 次に掲 げる措 置 を講じなけ れ ば なら な 61

対象職 員 0) 育児と仕 事との 両 立に資する制 度又は 措 置 (次号におい て「育児期両立支援制度等」とい 、 う。 その 他 . の事

項を知ら せる た め 0 措 置

- 育 児期 両立 支 援 制 度 等 の請 求等に係る対象 職 員 0) 意向 を 確 認する ため 0) 措 置
- $\equiv$ 対 象 職 員 の 三 一歳に満 たなな 17 子 の心身 0 状況又は 育 児に 関する対象職 情の改善に 員 0) 家 庭 0 状 況に起因して発生し、 又は発生 するこ

0 措 置 とが

予想さ

れ

る家庭

生

活と職

業生活

との

両 立

0)

支障となる事

資

する事項

K

係る対

象職

員

0

意向

を 確認

するため

5 任 一命権 者は、 第三項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認 した事 項 0 取 扱 11 に当たっては、 当該 意向 に配慮 しな

け れ ば なら な

附 則

- 1 この条例 は、 令 和七年十月 日 から施行する。 ただし、 附則第三項 の規定は、 公布 0) 日 か 5 施行する。
- 2 地 方公務 員 0 育 涀 休業等に関 する法律 (平成三年法律 第百十号) 第十 九条第二 項第二 一号に掲 げる範 进 内に お 17 て、

例 0 施 行 0  $\exists$ 。 以 下 施 行日」という。 から令和八年三月三十 — [までの 間 13 におけ る部 分休業の承認を請 求する場

第

百

六

湾合に

お

四

については、 けるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例 五」とする。 同条第一 号中 「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、 (以下「改正後の条例」という。 同条第二号中 )第十四条の 「十」とある 兀 0) 規定 0 適用 のは

3 ができる。この場合におい 任命権者は、 施行日前においても、 て、 その講じられた措置は、 改正後の条例第十七条第四項の規定の例により、 施行日以後は、 同項の規定により講じられたものとみなす。 同項各号に掲げる措置を講ずること

# (提案理由)

ほか、 地方公務員の育児休業等に関する法律の一 所要の改正を行う必要がある。 部を改正する法律 (令和七年法律第五号) の施行等に伴い、 部分休業を拡充する

拡充する必要がある。 2 1 提 第十 職 右の議案を提出する。 百六十八号議 地 案理 は、 こ の この 員 令和七年六月二日 職員の 七条の三第一 附 0) 職 この条例 条例 条例による改一 勤 曲 員 則 務時 0 勤務時 は、 勤 間、 務 案 0) 令 時 施行 和七 間、 間、 項 休 正 中 l 日 0 後 年 休 休 H 三 三 H

十月 休暇等に関する条例 0) 前 職 部 K 員 を おいても行うことができる。 0) 日から施行する。 勤 「全部又は一 務 時 間、 休 (平成七年東京都条例第十五号) 部 日 ただし、 に改める。 休 .暇等に関する条例第十七条の三に規定する子育て部分休暇に係る請 次 項の規定は、

同年七月

 $\exists$ 

から

施行する。

休暇等に関する条例

0

提

出

者

東 京

都知事

小

池

百

合

子

部を改正する条例

0)

部

を次のように改正する。

休暇等に関する条例

の 一

部を改正する条例

方公務員の育児休業等に関する法律の 部を改正する法律 (令和七年法律第五号) の施行等を踏まえ、 子育て部分休暇を

第 百 + 八号議案 職員 の勤務時 間 休 H 休暇等に関する条例の 部を改正する条例

第百七十二号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 東京

提出者 東京都知事 小 池 百

合

子

学 校職 員 0 勤 務時 間 休 H 休暇等に関する条例 0 部を改正する 条例

学校職 員 0) 勤 務 時 間、 休 日 日 休暇等に関する条例 (平成七年東京都条例第四 + -五号) 0) 部 を次のように改正する。

第十八条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附則

1 この条例 は、 令和七. 年 十月  $\exists$ から施行する。 ただし、 次項の規定は、 可 年七月  $\mathbb{H}$ から 施行する。

2 こ の 条例による改正 後 0) 学校 職員 0) 勤 務時 間、 休 日 日 休暇等に 関する条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇 に係る

求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

請

(提案理由)

地 方公務員の育児休業等に関する法律の 部を改正する法律 (令和七年法律第五号) の施行等を踏まえ、 子育て部分休暇を

拡充する必要がある。

第 百 七 + 二号議案 学校職員の勤務時 間 休日 休暇等に関する条例 0 部を改正する条例

## 条 例 改 正 新 旧 対 照 表

### ~ 目 次 ~

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年東京都条例第十号)新旧対照表(抄)

改正案

(趣旨)

第二条から第十二条まで (現行のとおり)

(部分休業をすることができない職員)

第十三条 (現行のとおり)

員」という。)を除く。) 時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職 五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短 定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十一 勤務日数を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で

二 (現行のとおり)

(第一号部分休業の承認)

第十四条 等職員」という。)及び地方公務員法第五十七条に規定する単純 いう。 職員」という。)で企業等職員以外のものを除く。以下この条及 二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員(以下 短 する同条第 労務に雇用される一般職に属する地方公務員 時間勤務職員、 の承認は、正規の勤務時間 育児休業法第十九条第1 一項に規定する部分休業 地方公営企業等の労働関係に関する法律 三項 第 ( 以 下 (非常勤職員 号に掲げる範囲内で請求 第 一号部分休業」と (以下「単純労務 (定年前再任用 ・「企業 (昭 和

(趣旨)

現

行

一条から第十二条まで(略)

(部分休業をすることができない職員)

十三条(略)

年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員一 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会

二 (略)

(部分休業の承認)

いて定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、三十分を前再任用短時間勤務職員、地方公営企業等の労働関係に関する法に関する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員(以下「単する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員(以下「単する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員(以下「単する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員(以下「単する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員(以下「単する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員(以下「単する単純な労務に関する法

とする。て定められた勤務時間)において、三十分を単位として行うものび第十五条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員につい

- 勤務時間条例第十六条第一項若しくは第十七条の二第一項又は 勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとす 常勤職員を除く。)に対する第一号部分休業の承認については、 常勤職員を除く。)に対する第一号部分休業の承認については、 常勤職員を除く。)に対する第一号部分休業の承認については、 常勤職員勤務時間条例第十七条第一項若しくは第十八条の二第一 学校職員勤務時間条例第十六条第一項若しくは第十七条の二第一項又は
- 囲内で行うものとする。 国内で行うものとする。 のき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間か のき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間か のき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間か のき、当該非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日に

3

(第二号部分休業の承認)

る時間数の第二号部分休業を承認することができる。し、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定めという。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただという。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただま、次の各号に掲げる範囲内では、次の各号に掲げる範囲内では、次の各号に掲げる範囲内では、次の名の第二号に掲げる範囲内である。

- あったとき 当該勤務時間の時間数 ある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求が一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間が
- あって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合で

単位として行うものとする。

2

ない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。でき二時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務し常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、一日に職員(企業等職員、単純労務職員で企業等職員以外のもの及び非項の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない学校職員勤務時間条例第十七条第一項若しくは第十八条の二第一項又は勤務時間条例第十六条第一項若しくは第十七条の二第一項又は

行うものとする。 で本認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で す認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該 間四十五分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時 間四十五分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時 書談非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、

(新設)

		Andrea	forted   forted	1
き職員給与条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給料等の第十四条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につする部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与にする部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に第十五条 職員(企業等職員、単純労務職員で企業等職員以外のも第十五条 職員(企業等職員、単純労務職員で企業等職員以外のも	(部分休業をしている職員の給与等の取扱い) 生じると任命権者が認める事情とする。 生じると任命権者が認める事情とする。 による変更 (以下「第三項変更」という。) をしなければ同項のによる変更 (以下「第三項変更」という。) をしなければ同項の	と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測す情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病第十四条の五一育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)数に十を乗じて得た時間 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間		
の一員下員員企り	(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)	(新設)	(新設)	

を減額して給与を支給する。 条例第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額の合計額の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき学校職員給与の適用を受ける職員にあっては学校職員給与条例第十六条第一項一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。)額の合計額を減額して、学校職員の給与に関する条例(昭和三十

く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。(職員給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する額を除承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額2 非常勤職員が育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の

(部分休業の承認の取消事由)

きとする。 第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたと第十六条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法

(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)

第十七条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。) 任命権者は、第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定

知らせるための措置において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を一申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置(次号

という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置| 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」

発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活とする申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に二 第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関

当たりの給料等の額の合計額を減額して給与を支給する。い一時間につき学校職員給与条例第二十条に規定する勤務一時間職員給与条例第十六条第一項の規定にかかわらず、その勤務しな校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員にあっては学校与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学

当する額を減額する。

勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相該職員に支給する報酬の額(職員給与条例第十二条に規定する通非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当

2

(部分休業の承認の取消事由)

第十六条 第十条の規定は、部分休業について準用する。(音学作業の表記の耳洋画具)

(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)

第十七条 (略)

2 (略)

(新設)

16

(略)	第十八条及び第十九条	第十八条及び第十九条 (現行のとおり)
		ならない。
		確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければ
	(新設)	5 任命権者は、第三項第三号又は前項第三号の規定により意向を
		善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
		予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改
		対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが
		三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する
		するための措置
		二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認
		知らせるための措置
		において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を
		一 対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置(次号
		ならない。
		て東京都規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければ
		おいて「対象職員」という。)に対して、人事委員会の承認を得
	(新設)	4 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員(以下この項に
		意向を確認するための措置
		の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の

| 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号)新旧対照表(抄)

改正案	現行
第一条から第十七条の二まで (現行のとおり)	第一条から第十七条の二まで (略)
(子育て部分休暇)	(子育て部分休暇)
第十七条の三 任命権者は、九歳に達する日又は小学校、義務教育	第十七条の三 任命権者は、九歳に達する日又は小学校、義務教育
学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了	学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了
した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にあ	した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にあ
る子を養育する職員(育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十	る子を養育する職員(育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十
九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職	九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職
員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務	員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務
運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の全部又は一部に	運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤
ついて勤務しないこと(次項において「子育て部分休暇」という。)	務しないこと(次項において「子育て部分休暇」という。)を承
を承認するものとする。	認するものとする。
2 (現行のとおり)	2 (略)
第十七条の四から第二十条まで (現行のとおり)	第十七条の四から第二十条まで (略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)新旧対照表(抄)

改正案	現 行
第一条から第十八条の二まで (現行のとおり)	第一条から第十八条の二まで (略)
(子育て部分休暇)	(子育て部分休暇)
第十八条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育	第十八条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育
学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了	学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了
した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にあ	した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にあ
る子を養育する職員(育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十	る子を養育する職員(育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十
九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職	九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職
員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運	員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運
営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の全部又は一部につ	営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の <u>一部</u> について勤務
いて勤務しないこと(次項において「子育て部分休暇」という。)	しないこと(次項において「子育て部分休暇」という。)を承認す
を承認するものとする。	るものとする。
2 (現行のとおり)	2 (略)
第十八条の四から第二十一条まで (現行のとおり)	第十八条の四から第二十一条まで(略)